

地域バイオマス利活用交付金(新規)

【 1 4 , 3 4 6 (0) 百万円】

対策のポイント

バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援します。

(バイオマスとは)

- ・ 「バイオマス」は動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらがあります。

(バイオマスタウンとは)

- ・ バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的な利用システムを有する市町村のことです。

政策目標

平成 2 2 年度までにバイオマスタウンを 3 0 0 程度構築

< 内容 >

(1) ソフト支援 (地域バイオマス利活用推進交付金)

バイオマスタウン構想の策定

バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

(2) ハード支援 (地域バイオマス利活用整備交付金)

地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備

新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備

家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

< 事業実施主体 >

(1) ソフト支援

市町村、農林漁業者の組織する団体、第 3 セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO 法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

(2) ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI 事業者、共同事業体、第 3 セクター、消費生活協同組合、民間事業者等

< 交付率 > 定額